

令和8年度

# 「学校いじめ防止基本方針」

岡崎市立矢作南小学校

# 岡崎市立矢作南小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進める。

## 2 学校内組織について

### (1) いじめ・長期欠席対策委員会について

#### ①組織の持ち方について

本校では、「いじめ」及び「長期欠席」については、いじめが原因で長期欠席となる場合も少なからずある、という考えから「いじめ・長期欠席対策委員会」として組織している。

#### ②指導の重点

- ・ あらゆる機会を利用し、よき人間関係が築けるよう努める。
- ・ 学校、家庭生活において、学校、家庭、地域のつながりを一層深める。
- ・ 早期発見対処に心がけ、いじめ・長期欠席対策委員会を核として、組織的に指導を進める。

#### ③指導の組織全体図



#### ④「いじめ・長期欠席対策委員会構成メンバー」

校長、教頭、主任養護教諭、教務、校務、校務補佐、養護教諭、生活指導担当、学年主任、SC

\*いじめの内容に応じて、SSW や臨床心理士、弁護士等、外部専門家の出席を依頼する。

#### ⑤対策

- ・ 家庭・地域・学校評価委員会等の関係諸機関との連携をはかる。
- ・ 早期発見・早期指導をはかるため、いじめ長期欠席対策委員会を中心に職員間の連携を密にする。

- ・ わかる学習・お互いを認め合う学級作りをめざした実践を強化する。

#### ⑥具体的な取り組み

- ・ いじめ・長期欠席対策委員会を必要に応じて開くとともに、毎学期末に開く。
- ・ 毎月1回の職員会議後、いじめ・長期欠席児童について、各学年の情報を交換し、全職員が共通理解のもと、対象児童に対して、対応できるようにする。
- ・ 担任一人でかかえこまず、学年あるいは、学校全体で支えるようにする。
- ・ ハートピアなど、関係機関と連絡を取り合い、職員・保護者・地域社会で長期欠席児童を、支えていくようにする。
- ・ 「いじめ事案に対するアプローチ」を全職員に配り、迅速にアプローチし、対応できるように示す。
- ・ 「令和8年度の児童生徒支援について」を全職員に配布し、生徒指導の重点事項を押さえ、いじめが起きにくい対応を促す。

#### ⑦ 関係機関との連携

- ・ 市役所「家庭児童課 児童相談係」に連絡し、学校、児童相談班、民生委員などと連携し、対応する。

### 3 いじめ防止のための措置

#### ○学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

#### ○養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### ○生活指導担当教員

- ・ いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### ○管理職

- ・ 全校集会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的につくるように働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

### 4 いじめ早期発見のための措置

### ○学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう記録等をして、アンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### ○養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

### ○生活指導担当教員

- ・1・2学期2回以上3学期1回以上のいじめ・生活アンケートと教育相談を実施する。保護者向け調査も行う。
- ・保健室、校内フリースクール（F組）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

### ○管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 5 いじめに対する措置

いじめとは、個人が、集団で長期的に精神的・肉体的苦痛をうけることである。

（からかい・悪口・物を隠す・仲間外れ・無視・嫌がらせ・暴力・脅迫など）

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

<いじめ事案に対するアプローチより>

           の注意点

- ・加害児童が、他害を認めないとき、心の醸成を図ることを念頭に置く。
- ・謝罪の場を設けられない場合  
被害児童の心のケア      再発防止の徹底      情報共有をし、様々な教員が見守る。

# いじめ事案に対するアプローチ

## 保護者からの訴え

- ・5W1Hを明確にする。
- ・本人(被害児童)からの聞き取りの可否を確認する。
- ・要望を十分に聞き取る。

## 第三者からの情報提供

- ・5W1Hを明確にする。
- ・証言の公表の可否を確認する。

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

## 概要報告

- ・聞き取った内容等を書面等にまとめる。  
→口頭での報告が先の場合でも、のちに必ず書面で残すことを心掛ける。
- ・学年主任、教頭、校長へ報告する。

## 本人からの訴え

## 本人(被害児童)への聞き取り(詳細に記録を取る)

- ・本人に寄り添う姿勢で丁寧に聞き取る(必ず複数で対応)。
- ・先入観をもたずに本人の言うことをまずは丁寧に聞く。
- ・5W1Hを明確にする。
- ・どうしてほしいか本人の意思を確認する(自己決定)。

## 詳細報告 指導プラン立案

- ・被害児童、加害児童の関係を整理し、明らかになった事実関係を確認する。
- ・第三者の目撃があるか、状況を整理する。必要に応じて第三者への聞き取りをする。
- ・加害児童に聞き取るきっかけ(情報の出所)を何にするか要検討。
- ・指導のポイントを明確にする。

## 指導プランの確認

- ・校長の了解を得る。
- ・保護者に本人から聞き取った内容を報告し、指導プランの了解を得る。

- ・保護者に、時系列に沿って分かっている事実を丁寧に説明する。
- ・保護者の思いを丁寧に聞き取る。

## 加害児童への聞き取り(詳細に記録を取る)

- ・先入観をもたずに本人の言うことを丁寧に聞く(複数対応)。
- ・他者を認めた場合  
「なぜ」を明らかにする。「何がいけないのか」を考えさせる。「どうすべきだったのか」「これからどうすべきなのか」を考えさせる。
- ・他者を認めない場合  
※本人(被害児童)、保護者の訴えのみで状況証拠がない場合は決めつけた言い方厳禁  
「こういう行為をどう思う?」など、行為そのものがいけないことであることを確認し、「いじめをしない」「いじめを許さない」心の醸成を図る。
- ・加害児童が複数人の場合は、各自の証言を照らし合わせ、ずれがないか確認する。
- ・証言が一致しない場合は、再度確認をし、可能な限り不一致をなくす。

## 詳細報告 最終指導プランの立案

- ・加害児童からの聞き取り内容を報告する(情報の共有が必要な者に漏れがないか確認)。  
→この時点で、校長同席が望ましい。
- ・本人(被害児童)とその保護者、加害児童の意思を共有する。双方の思いがずれている場合は、要確認。
- ・実行可能な再発防止策を検討する。  
→被害者側に寄り添うことが最重要であるが、学校教育の立場で許容できることとできないことを見極め、可能な対応策となるよう十分に検討する。
- 教員の対応のみで対処できそうもない場合は、関係機関への相談・協力依頼も検討するとよい。

## 最終指導プランの確認

- ・校長の了解を得る。
- ・被害児童保護者に加害児童から聞き取った内容を報告し、最終指導プラン及び再発防止策の了解を得る。

## 最終指導

- 謝罪の場を設ける場合  
・決して、形式だけの謝罪にしない。加害側が心から謝罪したいという思いになっていることが肝要。  
・謝罪する側が、何に対して謝罪するのか明確にする。事前に確認するとよい。
- ・再発防止策を伝え、各自ができることをしっかりとやる約束をする。
- ・被害児童、加害児童ともに今後の生活のプラスになるような声掛けに心掛ける。特に加害児童には「信じてるよ」の言葉は有効。
- ・被害児童から謝罪の受け入れ状況や今後の不安を聞く等、心のケアに努める。
- 謝罪の場を設けられない場合(加害児童が特定できなかった場合も含む)  
・被害児童に指導状況を説明し、心のケアに努める。不安感や困り感に寄り添う。
- ・被害児童、加害児童ともに今後の様子を見守る。再発防止の徹底。

## 最終指導の報告

- ・謝罪の様子を報告する。
- ・今後の生活に対し約束したことを確認する。
- ・再発防止策の再確認。

## 保護者へ最終指導の報告

- ・被害児童保護者に最終指導の様子を報告。再発防止策への理解と協力を得る。
- ・加害児童保護者に事実を時系列に沿って報告。指導の詳細と最終指導の様子を報告。再発防止策への理解と協力を得る。
- ・学校と家庭が連携して今後の様子を見守る。

## 最終報告

- ・被害児童保護者、加害児童保護者の最終報告時の様子を報告し、問題がないか確認する。
- ・必要に応じて、いじめ・長期欠席対策委員会や職員会議で報告し、全職員で情報を共有する。

## 重大事態への対応

- 重大事態とは  
・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した場合  
・教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従う。
- ・学校が調査の主体となる場合は、調査組織を設置し、対応する。
- SNSによるネットトラブルは重大事態として捉える。

- ・状況が複雑に絡んでいたり、どちらの言い分にも一理あたりするような場合は無理をして進まず、丁寧な聞き取りや対応に努める。
- ・必要に応じて加害児童の保護者にも状況を説明し、指導への理解を得るとともに協力を依頼する。
- ・最優先は被害児童の安心安全の確保である。必要に応じてSCや養護教諭、教員補助員等の協力を依頼し、対応する。
- ・再発防止策を早急に取りまとめ、被害児童の保護者の了解を得て実行する。

組織の設置等、具体的な対応については、「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」6重大事態への対応について(1)の①から③を参照する。  
→重大事態に発展する前に、全教職員が事案の解決に向けた取組を進める意識をもつことが大切

- ・日々の声かけが重要となる。「異常はなかったか」「嫌な思いはしていないか」毎日声をかけて、被害児童に寄り添う。「担当が自分のことを心配してくれている」と思わせることが大切。
- ・定期的に被害児童の保護者に連絡をし、学校での様子を伝え、家での様子(特に下校後の表情等)を聞く。
- ・日々のちょっとした手間をかけることが大きな成果、大きな信頼を得ることにつながる。

## その後

- ・特に指導の翌日は被害児童の見守りを徹底し、本人にとって安心安全な環境を必ずつくる。何もなくても、必ずその日の様子を記録に残し、保護者と共有するとよい。
  - ・当面の間、被害児童に毎日帰りに声をかける(今日はどうだった?嫌なことはなかった?)などして、被害児童に見守られていることが伝わるようにする。
  - ・加害児童の様子も見守り、よかったこと、がんばっていることを認める声かけを意識的にかけるとよい。
  - ・定期的に被害児童保護者と連絡を取り、様子を伺いながら、校内での様子も共有する。
- ※いじめ解消とは、①3か月心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる②被害児童が心身の苦痛を受けていない(本人、保護者の面談等で確認)の2つの要件を満たす時である。丁寧な見守りが必要となる。

## 6 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

### < いじめられた児童に対応する教員 >

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

### < いじめた児童に対応する教員 >

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、継続的に指導、支援をする。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

### < 組織 >

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

### < 保護者と連携する >

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 7 いじめに関する教職員の研修

現職研修・初任者研修で、いじめに関する研修を行う。早期発見のためにできること、適切な対応の仕方、1人1人大切な存在であることを理解させる授業の持ち方などについて研修を行う。

令和7年度は、外国籍児童の言語や文化の違いにより、意思の疎通がうまくできず、トラブルに発展することがあった。登下校時のからかいや冷やかし、適切な距離感の感じ方の違いが発端となっていた。また、あだ名をつけるなどのいじめ、感情のコントロールが苦手な児童の暴言暴力等の事案もあった。本年度はいじめの未然防止の観点から、多様性を認める、一人一人が大切な存在であることを理解させる指導、道徳授業、SST 実践を一層重視する必

要がある。また、暴言暴力については、許されない行動であることを基底に、感情のコントロールが苦手な児童については、アンガーマネージメント、クールダウンできる場を設けるなどトラブルに発展しないように手立てを打っていきたい。人権週間には、人権について考えを深められるよう、児童を中心とした活動ができるようにしたい。

#### 8 いじめ防止への取組の年間計画

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P D ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○児童生徒支援について 研修	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○道徳（将来の夢） ○山の学習（5年）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○授業参観 ○個別懇談会（希望者） ○「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開 ○学校運営協議会
5月		○運動会 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○先生への手紙	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日）
6月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○1～3年スクールタクトでアンケート 4～6年 WEBQUの実施→検証	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日）
7月	A ○中間評価→検証		○保護者と一緒に「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○個別懇談会 ○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日） ○矢南小を語る会
8月	P ○検証を踏まえた「基本方針」の見直し			
9月			○身体測定 ○先生への手紙	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日）
10月	D		○1～3年スクールタクトでアンケート 4～6年 WEBQUの実施→検証	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日） ○授業参観 ○きり親子清掃
11月		○修学旅行（6年） ○学校保健委員会 ○保健指導（命の大切さ）	○保護者と一緒に「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日） ○矢南小を語る会
12月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話・道徳授業・児童中心の活動） ○やなんランニングチャレンジ	○先生への手紙	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日）
1月	P		○身体測定 ○「生活（いじめ）アンケート」 ○担任との個人面談	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日）
2月	D	○学芸会	○先生への手紙	○PTA主催あいのパトロール運動（0のつく日） ○学校運営協議会
3月	C A ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○児童と面談	
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会による講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○SSTの実施 ○保護者ボランティアによる読み聞かせの実施	○健康観察の実施 ○S Cによる相談	○学校いじめ防止に関する取組の周知

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。